

介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書(令和 4 年度)

1 基本情報<共通>

フリガナ	シャカイフクシホウジン シンアイカイ				
法人名	社会福祉法人 信愛会				
法人所在地	〒 410-0811				
	静岡県沼津市中瀬町17-11				
フリガナ	モリシタ ダイキ				
書類作成担当者	森下 大樹				
連絡先	電話番号	(055)935-5252	FAX番号	(055)933-7530	E-mail d.morishita@shinai-kai.jp

【本計画書で提出する加算】 ※加算名をチェックすること。

☒ 介護職員処遇改善加算(処遇改善加算)☒ 介護職員等特定処遇改善加算(特定加算)

2 賃金改善計画について<共通>

※本計画に記載された金額は見込額であり、提出後の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得る。

※本様式のオレンジセルでは下記の要件を確認しており、セルが「○」でない場合、加算の算定要件を満たしていない。

I 介護職員の賃金改善の見込額が、処遇改善加算の算定見込額を上回ること

II 介護職員その他の職員の賃金改善の見込額が、特定加算の算定見込額を上回ること

(1) 介護職員処遇改善加算

① 算定する加算の区分	※ 別紙様式2-2のとおり		
② 介護職員処遇改善加算の算定対象月			
③ 令和 4 年度介護職員処遇改善加算の見込額	124,550,844	円	
④ 賃金改善の見込額(i-ii)	(右欄の額は③欄の額を上回ること)	124,622,273	円
i) 介護職員処遇改善加算の算定により賃金改善を行った場合の介護職員の賃金の総額(見込額)	690,250,192	円	
ii) 前年度の介護職員の賃金の総額(処遇改善加算等取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)【基準額1】(ア)-(イ)-(ウ)-(エ)	565,627,919	円	
(ア) 前年度の介護職員の賃金の総額	806,596,279	円	
(イ) 前年度の介護職員処遇改善加算の加算の総額	124,499,333	円	
(ウ) 前年度の介護職員等特定処遇改善加算の加算の総額(その他の職種に支払われた額を除く)	38,201,561	円	
(エ) 前年度の各介護サービス事業者等の独自の賃金改善額	78,267,466	円	
⑤ 賃金改善実施期間	令和 4 年 4 月 ~ 令和 5 年 3 月		

要件
I

○

【記入上の注意】

- (1)④ i)の「介護職員処遇改善加算の算定により賃金改善を行った場合の介護職員の賃金の総額(見込額)」及び ii) (ア)の「前年度の介護職員の賃金の総額」には、介護職員処遇改善加算による賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。
- (1)④ i)の「介護職員処遇改善加算の算定により賃金改善を行った場合の介護職員の賃金の総額(見込額)」には、特定加算、処遇改善支援補助金及び介護職員等ベースアップ等支援加算(仮称)を取得し実施される賃金の改善見込額を除いた額を記載すること。(この際、介護職員等ベースアップ等支援加算(仮称)を取得する意向のある事業所は、同加算に係る改善見込額については、令和4年10月から賃金改善実施期間の最終月(原則として令和5年3月)までの月数に、1月あたりの補助金の平均見込額を乗じることによって算出すること。)
※1月あたりの補助金の平均見込額は、(参考)補助金別紙様式2-1の「2 賃金改善計画について」①の額を、補助金の交付対象期間の月数で除した額とする。なお、補助金を取得せず、介護職員等ベースアップ等支援加算(仮称)を取得する意向のある事業所は、仮に補助金を取得する場合の1月あたりの補助金の平均見込額を算出すること。
- (1)④ ii) (イ)の「前年度の介護職員処遇改善加算の加算の総額」及び (ウ)の「前年度の介護職員等特定処遇改善加算の加算の総額」は、都道府県国民健康保険団体連合会から通知される「介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ」に基づき記載すること。(特定加算の加算の総額については、その他の職種に支給された額を除く。)
- (1)④ ii) (エ)の「前年度の各介護サービス事業者等の独自の賃金改善額」は、本計画書の提出年度における独自の賃金改善分(初めて処遇改善加算を取得した年度以降に新たに行ったものに限り。)をいう。(処遇改善加算及び特定加算に係るものを除く。)本欄に記載した賃金改善については、「(3)ハ 各介護サービス事業者等による処遇改善加算、特定加算の配分を除く賃金改善」欄に支給額、方法等の具体的な賃金改善の内容を記載すること。



(2) 介護職員等特定処遇改善加算

① 算定する特定加算の区分	※①、③、④ 別紙様式2-3のとおり、② 別紙2-2のとおり			
② 介護職員処遇改善加算の取得状況				
③ 介護福祉士の配置等要件 ※サービス提供体制強化加算等の届出状況				
④ 特定加算の算定対象月				
⑤ 令和 4 年度介護職員等特定処遇改善加算の見込額(g)	38,223,264 円			
⑥ 賃金改善の見込額(i-ii)	(右欄の額は⑤欄の額を上回ること)			
i) 特定加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)	870,967,697 円			
ii) 前年度の賃金の総額(処遇改善加算等取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)【基準額2】(ア)-(イ)-(ウ)-(エ)	832,643,739 円			
(ア)前年度の賃金の総額	1,073,612,099 円			
(イ)前年度の介護職員処遇改善加算の加算の総額	124,499,333 円			
(ウ)前年度の介護職員等特定処遇改善加算の加算の総額	38,201,561 円			
(エ)前年度の各介護サービス事業者等の独自の賃金改善額	78,267,466 円			
⑦ 平均賃金改善額	経験・技能のある 介護職員(A)	他の介護職員(B)	その他の職種(C)	
i) 前年度の賃金の総額(処遇改善加算等取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)(h)	55,321,483 円	570,237,173 円	207,085,083 円	
ii) 前年度の常勤換算職員数(i)	168.0 人	2,423.8 人	1,177.2 人	
iii) 前年度の一月当たりの常勤換算職員数(j)	14.0 人	201.9 人	98.1 人	
iv) 前年度のグループ毎の平均賃金額(月額)【基準額3】(h)/(i)	329,295 円	235,266 円	175,913 円	
v) グループ毎の平均賃金改善額(月額)(g)/(j)/(k) ※予定している配分方法について選択すること。(いずれか1つ) ※当該年度の特定加算の見込額と前年度の一月当たりの常勤換算方法により算出した職員数から算出した一人当たり配分額(月額)。(括弧内はグループ毎に配分可能な加算総額(年額))	○ (A)のみ実施 (38,223,360 円)	227,520 円 (38,223,360 円)		
	○ (A)及び(B)を実施 (#DIV/0! 円)	#DIV/0! 円 (#DIV/0! 円)		
	● (A)(B)(C)全て実施 (38,223,829 円)	21,884 円 (3,676,512 円)	13,373 円 (32,400,104 円)	1,824 円 (2,147,213 円)
	○ 上記以外の方法で実施 (0 円)			
月額平均8万円の賃金改善となる者又は改善後の賃金が年額440万円となる者 11 人(見込)				
(「月額平均8万円の処遇改善又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者」を設定できない場合その理由)				
☒ 小規模事業所等で加算額全体が少額であるため。 ☐ 職員全体の賃金水準が低く、直ちに月額平均8万円等まで賃金を引き上げることが困難であるため。 ☐ 月額平均8万円等の賃金改善を行うに当たり、これまで以上に事業所内の階層や役職にある者に求められる能力や処遇を明確化することが必要であり、規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要するため。 ☐ その他()				
⑧ 賃金改善実施期間(k)	令和 4 年 4 月 ~ 令和 5 年 3 月 (12 か月)			

要件 II

【記入上の注意】

- (2)⑥ i) の「特定加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)」及び ii) (ア) の「前年度の賃金の総額」には、特定加算による賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。
- (2)⑥ i) の「特定加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)」には、処遇改善加算、処遇改善支援補助金及び介護職員等ベースアップ等支援加算(仮称)を取得し実施される賃金改善額を除いた額を記載すること。(この際、介護職員等ベースアップ等支援加算(仮称)を取得する意向のある事業所は、同加算に係る改善見込額については、令和4年10月から賃金改善実施期間の最終月(原則として令和5年3月)までの月数に、1月あたりの補助金の平均見込額を乗じることによって算出すること。)
※1月あたりの補助金の平均見込額は、(参考)補助金別紙様式2-1の「2 賃金改善計画について」①の額を、補助金の交付対象期間の月数で除した額とする。なお、補助金を取得せず、介護職員等ベースアップ等支援加算(仮称)を取得する意向のある事業所は、仮に補助金を取得する場合の1月あたりの補助金の平均見込額を算出すること。
- (2)⑥ ii) (イ) の「前年度の介護職員処遇改善加算の加算総額」及び(ウ)の「前年度の介護職員等特定処遇改善加算の加算総額」は、都道府県国民健康保険団体連合会から通知される「介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ」に基づき記載すること。
- (2)⑥ ii) (エ) の「前年度の各介護サービス事業者等の独自の賃金改善額」は、本計画書の提出年度における独自の賃金改善分(初めて処遇改善加算を取得した年度以降に新たに行ったものに限る。)をいう。(処遇改善加算及び特定加算に係るものを除く。)本欄に記載した賃金改善については、「(3)ハ 各介護サービス事業者等による処遇改善加算、特定加算の配分を除く賃金改善」欄に支給額、方法等の具体的な賃金改善の内容を記載すること。

- ・(2)⑦i)の「前年度の賃金の総額(処遇改善加算等取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)」には、一括申請を行う場合には、原則として、前年1月から12月までの賃金の総額を記載すること。ただし、「その他の職種(C)」には、賃金改善前の賃金が既に年額440万円を上回る職員の賃金を含まないこと。
- ・(2)⑦iii)の「前年度の一月当たりの常勤換算職員数」には、一括申請を行う場合については、原則として、本計画書を提出する前月の常勤換算法により算出した職員数を記載すること。また、賃金改善前の賃金が既に年額440万円を上回り、特定加算の配分対象とならない職員については、「その他の職種(C)」の常勤換算職員数に含めること。なお、「その他の職種(C)」については、実人数によることもできる。

(3)賃金改善を行う賃金項目及び方法

イ 介護職員処遇改善加算 ※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✓) ☒ 変更なし

賃金改善を行う給与の種類	☒ 基本給 ☐ 手当(新設) ☐ 手当(既存の増額) ☒ 賞与 ☒ その他
具体的な取組内容	(当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程) ☐ 就業規則の見直し ☒ 賃金規程の見直し ☐ その他 () (賃金改善に関する規定内容)
	給与改善については、基本給は1,800円程度昇給し、一時金として月額5,700円支給(4月～6月分は6月30日支給、7月分～11月分は12月9日支給、12月分～3月分は3月24日支給)し、賞与時に昇給額×賞与支給率を支給するものとする。なお、介護報酬の処遇改善加算と給与改善額について過不足が生じる場合は年度末一時金または月額一時金を適宜、変更するものとする。「法定福利費の賃金改善に伴う増加分」については19.88%を見込む。
	※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を記載すること。 ※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。
	(上記取組の開始時期) 令和 24 年 4 月 (☒ 実施済 ☐ 予定)

ロ 介護職員等特定処遇改善加算 ※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✓) ☐ 変更なし

経験・技能のある介護職員の考え方	「経験・技能のある介護職員」の基準設定については、介護福祉士であって、課長・係長の役職に該当するか否かで判断する。
賃金改善を行う職員の範囲	☒ (A)経験・技能のある介護職員 ☒ (B)他の介護職員 ☒ (C)その他の職種 (A)にチェック(✓)がない場合その理由)
賃金改善を行う給与の種類	☐ 基本給 ☐ 手当(新設) ☐ 手当(既存の増額) ☐ 賞与 ☒ その他
具体的な取組内容	(当該事業所において賃金改善内容の根拠となる規則・規程) ☐ 就業規則の見直し ☒ 賃金規程の見直し ☐ その他 () (賃金改善に関する規定内容)
	給与改善については、一時金として経験技能のある介護職員には月額18,000円、他の介護職員には月額11,000円、その他の職種には月額1,500円を支給する。(4月～6月分は6月30日支給、7月分～11月分は12月9日支給、12月分～3月分は3月24日支給) なお、介護報酬の特定処遇改善加算と給与改善額について過不足が生じる場合は、年度末一時金または月額一時金を適宜、変更するものとする。「法定福利費の賃金改善に伴う増加分」については19.88%を見込む。
	※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を記載すること。 資格・手当等を含めて賃金改善を行う場合は、その旨を記載すること。 ※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。
	(上記取組の開始時期) 令和 1 年 10 月 (☒ 実施済 ☐ 予定)

ハ 各介護サービス事業者等による処遇改善加算、特定加算の配分を除く賃金改善

(1)④ii)(エ)又は(2)⑥ii)(エ)の「前年度の各介護サービス事業者等の独自の賃金改善額」に計上する場合は記載

独自の賃金改善の具体的な取組内容	処遇改善加算:基本給を平成24年度から平成31年度まで2,700円程度昇給し、令和2、3年度は1,800円程度昇給(平成24年より10年間)
独自の賃金改善額の算定根拠	(2,700円(平成24年度まで定期昇給)×12ヵ月×8年間(平成24年から平成31年)+1,800円(令和2、3年度定期昇給月額)×12ヵ月×2年間(平成24年より10年間))×215.9人(常勤換算)×119.88%(法定福利費)=78,267,446

3 キャリアパス要件について＜処遇改善加算＞

※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✓) ☒ 変更なし

次の要件について該当するものにチェック(✓)し、必要事項を具体的に記載すること。

キャリアパス要件Ⅰ 次のイからハまでのすべての基準を満たす。		加算Ⅰ・Ⅱの場合は必ず「該当」 ☒ 該当 ☐ 非該当
イ	介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めている。	
ロ	イに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めている。	
ハ	イ、ロについて、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知している。	

キャリアパス要件Ⅱ 次のイとロ両方の基準を満たす。		加算Ⅰ・Ⅱの場合は必ず「該当」 ☒ 該当 ☐ 非該当
イ	介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見交換しながら、資質向上の目標及び①、②に関する具体的な計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を確保している。	
		資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、介護職員の能力評価を行う。 ※当該取組の内容について下記に記載すること
	☒ ①	目標シートの活用、資格取得、スキルアップについて目標設定に関する面接の実施、人事考課において総合的な評価と課題達成について、振り返りを実施
		資格取得のための支援の実施 ※当該取組の内容について下記に記載すること
	☒ ②	資格取得・技術習得支援規程による福祉関係資格取得のための講習会参加費及び研修費の補助
ロ	イについて、全ての介護職員に周知している。	

キャリアパス要件Ⅲ 次のイとロ両方の基準を満たす。		加算Ⅰの場合は必ず「該当」 ☒ 該当 ☐ 非該当
イ	介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設けている。	
	☒ ①	経験に応じて昇給する仕組み ※「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みを指す。
	☒ ②	資格等に応じて昇給する仕組み ※「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みを指す。ただし、介護福祉士資格を有して就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。
	☒ ③	一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組み ※「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みを指す。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。
ロ	イについて、全ての介護職員に周知している。	

※要件Ⅲを満たす(加算Ⅰを算定する)場合、昇給する仕組みを具体的に記載している就業規則等について、指定権者からの求めがあった場合には速やかに提出できるよう、適切に保管すること。

4 職場環境等要件について＜共通＞

※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✓) ☒ 変更なし

【処遇改善加算】
届出に係る計画の期間中に実施する事項について、全体で必ず1つ以上にチェック(✓)すること。(ただし、記載するに当たっては、選択したキャリアパスに関する要件で求められている事項と重複する事項を記載しないこと。)

【特定加算】
届出に係る計画の期間中に実施する事項について、必ず全てにチェック(✓)すること。複数の取組を行い、「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、「生産性向上のための業務改善の取組」、「やりがい・働きがいの醸成」について、それぞれ1つ以上の取組を行うこと。※処遇改善加算と特定加算とで、別の取組を行うことは要しない。

区分	内容
入職促進に向けた取組	☒ 法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
	☐ 事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築
	☒ 他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
	☒ 職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	☒ 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
	☒ 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
	☐ エルダー・メンター(仕事やメンタル面のサポート等をする担当者)制度等導入
	☒ 上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保
両立支援・多様な働き方の推進	☐ 子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備
	☒ 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備
	☒ 有給休暇が取得しやすい環境の整備
	☐ 業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
腰痛を含む心身の健康管理	☒ 介護職員の身体への負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施
	☐ 短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
	☐ 雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施
	☒ 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
生産性向上のための業務改善の取組	☒ タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の削減
	☒ 高齢者の活躍(居室やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供)等による役割分担の明確化
	☒ 5S活動(業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備
	☒ 業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減
やりがい・働きがいの醸成	☒ ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
	☒ 地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施
	☐ 利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供
	☐ ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供

5 見える化要件について＜特定加算＞※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✓)

実施している周知方法について、チェック(✓)すること。

☒ 変更なし

ホームページへの掲載	☒ 「介護サービス情報公表システム」への掲載	/	☐ 掲載予定
	☒ 自社のホームページに掲載	/	☐ 掲載予定
その他の方法による掲示等	☒ 事業所・施設の建物で、外部から見える場所への掲示	/	☐ 掲載予定
	☐ その他()	/	☐ 予定

以下の点を確認し、全ての項目にチェックして下さい。

確認項目	証明する資料の例
☒ 加算相当額を適切に配分するための賃金改善ルールを定めました。	就業規則、給与規程
☒ 処遇改善加算として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。	給与明細
☒ 加算対象となる職員の勤務体制及び資格要件を確認しました。	勤務体制表、介護福祉士登録証
☒ キャリアパス要件Ⅱの資質向上の目標及び具体的な計画を定めました。	資質向上のための計画
☒ 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	—
☒ 労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、確定保険料申告書
☒ 本計画書の内容を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書

※ 各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

※ 本表への虚偽記載の他、介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の請求に関して不正があった場合は、介護報酬の返還や指定取消となる場合がある。

計画書の記載内容に虚偽がないことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和 4 年 3 月 30 日 法人名 社会福祉法人 信愛会
代表者 職名 理事長 氏名 奥津 匡俊



介護職員処遇改善加算額(見込額)の合計[円]	124,550,844
------------------------	-------------

	介護保険事業所番号										指定権者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	一月あたり 介護報酬 総単位数 [単位](a)	1単位あ たりの単 価[円](b)	(1)介護職員処遇改善加算				
												新規・継続の 別	①					②		③		
													算定する 介護職員 処遇改善 加算の区 分					加 算 率 (c)	算定対象月(d)		介護職員処遇 改善加算の見 込額 (a×b×c×d) [円]	
1	2	2	7	2	3	0	0	0	2	7	静岡県	静岡県	富士市	特別養護老人ホーム 天間荘	介護老人福祉施設	2,026,894	10.14	継続	加算Ⅰ	8.30%	令和 4 年 4 月～令和 5 年 3 月 (12 ヶ月)	20,470,488
2	2	2	7	2	3	0	0	0	2	7	静岡県	静岡県	富士市	てんまショートステイ	短期入所生活介護	378,073	10.17	継続	加算Ⅰ	8.30%	令和 4 年 4 月～令和 5 年 3 月 (12 ヶ月)	3,829,620
3	2	2	7	2	3	0	0	0	2	7	静岡県	静岡県	富士市	丘デイサービス	通所介護	378,381	10.14	継続	加算Ⅰ	5.90%	令和 4 年 4 月～令和 5 年 3 月 (12 ヶ月)	2,716,440
4	2	2	7	2	3	0	0	0	2	7	富士市	静岡県	富士市	丘デイサービス	通所型サービス(総合事業)	27,953	10.14	継続	加算Ⅰ	5.90%	令和 4 年 4 月～令和 5 年 3 月 (12 ヶ月)	200,676
5	2	2	9	2	3	0	0	0	6	4	富士市	静岡県	富士市	小規模特別養護老人ホーム 丘ホーム	地域密着型介護老人福祉施設	554,308	10.14	継続	加算Ⅰ	8.30%	令和 4 年 4 月～令和 5 年 3 月 (12 ヶ月)	5,598,192
6	2	2	7	1	1	0	0	0	9	7	静岡県	静岡県	沼津市	特別養護老人ホーム ぬまづホーム	介護老人福祉施設	1,840,677	10.14	継続	加算Ⅰ	8.30%	令和 4 年 4 月～令和 5 年 3 月 (12 ヶ月)	18,589,800
7	2	2	7	1	1	0	0	0	9	7	静岡県	静岡県	沼津市	かぬきショートステイ	短期入所生活介護	121,267	10.17	継続	加算Ⅰ	8.30%	令和 4 年 4 月～令和 5 年 3 月 (12 ヶ月)	1,228,344
8	2	2	7	1	1	0	0	0	9	7	静岡県	静岡県	沼津市	かぬきデイサービス	通所介護	279,091	10.14	継続	加算Ⅰ	5.90%	令和 4 年 4 月～令和 5 年 3 月 (12 ヶ月)	2,003,616
9	2	2	7	1	1	0	0	0	9	7	沼津市	静岡県	沼津市	かぬきデイサービス(介護予防通所サー ビス)	通所型サービス(総合事業)	50,440	10.14	継続	加算Ⅰ	5.90%	令和 4 年 4 月～令和 5 年 3 月 (12 ヶ月)	362,112
10	2	2	A	1	1	0	0	0	5	8	沼津市	静岡県	沼津市	かぬき山倶楽部(基準緩和通所サー ビス)	通所型サービス(総合事業)	19,161	10.14	継続	加算Ⅰ	5.90%	令和 4 年 4 月～令和 5 年 3 月 (12 ヶ月)	137,556
11	2	2	7	1	1	0	0	0	9	7	沼津市	静岡県	沼津市	かぬきデイサービス	認知症対応型通所介護	258,231	10.17	継続	加算Ⅰ	10.40%	令和 4 年 4 月～令和 5 年 3 月 (12 ヶ月)	3,277,500
12	2	2	7	1	1	0	0	0	9	7	静岡県	静岡県	沼津市	かぬきホームヘルプサービス	訪問介護	122,044	10.21	継続	加算Ⅰ	13.70%	令和 4 年 4 月～令和 5 年 3 月 (12 ヶ月)	2,048,532
13	2	2	7	1	1	0	0	0	9	7	沼津市	静岡県	沼津市	かぬきホームヘルプサービス(介護予防 訪問サービス)	訪問型サービス(総合事業)	42,284	10.21	継続	加算Ⅰ	13.70%	令和 4 年 4 月～令和 5 年 3 月 (12 ヶ月)	709,740
14	2	2	7	0	3	0	0	0	5	2	静岡県	静岡県	伊豆市	特別養護老人ホーム 土肥ホーム	介護老人福祉施設	1,273,560	10.00	継続	加算Ⅰ	8.30%	令和 4 年 4 月～令和 5 年 3 月 (12 ヶ月)	12,684,648
15	2	2	7	0	3	0	0	0	5	2	静岡県	静岡県	伊豆市	土肥ショートステイ	短期入所生活介護	298,925	10.00	継続	加算Ⅰ	8.30%	令和 4 年 4 月～令和 5 年 3 月 (12 ヶ月)	2,977,284
16	2	2	7	0	3	0	0	0	5	2	静岡県	静岡県	伊豆市	土肥デイサービス	通所介護	373,683	10.00	継続	加算Ⅰ	5.90%	令和 4 年 4 月～令和 5 年 3 月 (12 ヶ月)	2,645,664

	介護保険事業所番号											指定権者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	一月あたり 介護報酬 総単位数 [単位](a)	1単位あ たりの単 価[円](b)	(1)介護職員処遇改善加算					介護職員処遇 改善加算の見 込額 (a×b×c×d) [円]
													都道府県	市区町村					新規・継続の 別	① 算定する 介護職員 処遇改善 加算の区 分	加算 率 (c)	② 算定対象月(d)		
17	2	2	7	0	3	0	0	0	5	2	静岡県	静岡県	伊豆市	土肥戸田ホームヘルプサービス	訪問介護	77,039	10.00	継続	加算Ⅰ	13.70%	令和 4 年 4 月～令和 5 年 3 月 (12 ヶ月)	1,266,516		
18	2	2	7	0	3	0	0	0	5	2	伊豆市	静岡県	伊豆市	土肥デイサービス(介護予防通所サービ ス)	通所型サービス(総合事業)	37,140	10.00	継続	加算Ⅰ	5.90%	令和 4 年 4 月～令和 5 年 3 月 (12 ヶ月)	262,944		
19	2	2	7	0	3	0	0	0	5	2	伊豆市	静岡県	伊豆市	土肥戸田ホームヘルプサービス(介護予 防訪問サービス)	訪問型サービス(総合事業)	44,744	10.00	継続	加算Ⅰ	13.70%	令和 4 年 4 月～令和 5 年 3 月 (12 ヶ月)	735,588		
20	2	2	9	0	7	0	0	0	5	9	伊豆市	静岡県	伊豆市	グループホーム 菜の花ホーム	認知症対応型共同生活介護	459,718	10.00	継続	加算Ⅰ	11.10%	令和 4 年 4 月～令和 5 年 3 月 (12 ヶ月)	6,123,432		
21	2	2	7	0	0	0	0	0	5	9	沼津市	静岡県	伊豆市	グループホーム 菜の花ホーム	認知症対応型共同生活介護	20に含む	10.00	継続	加算Ⅰ	11.10%	令和 4 年 4 月～令和 5 年 3 月 (12 ヶ月)	20に含む		
22	2	2	7	0	0	0	0	2	7	6	静岡県	静岡県	沼津市	戸田デイサービス	通所介護	316,689	10.14	継続	加算Ⅰ	5.90%	令和 4 年 4 月～令和 5 年 3 月 (12 ヶ月)	2,273,544		
23	2	2	7	0	0	0	0	2	7	6	沼津市	静岡県	沼津市	戸田デイサービス(介護予防通所サービ ス)	通所型サービス(総合事業)	73,218	10.14	継続	加算Ⅰ	5.90%	令和 4 年 4 月～令和 5 年 3 月 (12 ヶ月)	525,636		
24	2	2	7	1	1	0	0	5	6	8	静岡県	静岡県	沼津市	特別養護老人ホーム 和みの郷	介護老人福祉施設	2,059,539	10.14	継続	加算Ⅰ	8.30%	令和 4 年 4 月～令和 5 年 3 月 (12 ヶ月)	20,800,188		
25	2	2	7	1	1	0	0	5	6	8	静岡県	静岡県	沼津市	和みショートステイ	短期入所生活介護	341,095	10.17	継続	加算Ⅰ	8.30%	令和 4 年 4 月～令和 5 年 3 月 (12 ヶ月)	3,455,052		
26	2	2	7	1	1	0	0	5	6	8	沼津市	静岡県	沼津市	和みデイサービス	地域密着型通所介護	212,370	10.14	継続	加算Ⅰ	5.90%	令和 4 年 4 月～令和 5 年 3 月 (12 ヶ月)	1,524,624		
27	2	2	7	1	1	0	0	5	6	8	沼津市	静岡県	沼津市	和みデイサービス(介護予防通所サービ ス)	通所型サービス(総合事業)	33,584	10.14	継続	加算Ⅰ	5.90%	令和 4 年 4 月～令和 5 年 3 月 (12 ヶ月)	241,092		
28	2	2	7	1	1	0	0	5	6	8	沼津市	静岡県	沼津市	グループホーム 和みの家	認知症対応型共同生活介護	229,925	10.14	継続	加算Ⅰ	11.10%	令和 4 年 4 月～令和 5 年 3 月 (12 ヶ月)	3,105,468		
29	2	2	9	1	1	0	0	1	4	3	伊豆市	静岡県	沼津市	グループホーム 和みの家	認知症対応型共同生活介護	28に含む	10.14	継続	加算Ⅰ	11.10%	令和 4 年 4 月～令和 5 年 3 月 (12 ヶ月)	28に含む		
30	2	2	9	1	1	0	0	1	4	3	沼津市	静岡県	沼津市	小規模多機能ホーム 和みの家	小規模多機能型居宅介護	382,111	10.17	継続	加算Ⅰ	10.20%	令和 4 年 4 月～令和 5 年 3 月 (12 ヶ月)	4,756,548		

法人名	社会福祉法人 信愛会
-----	------------

介護職員等特定処遇改善加算額(見込額)の合計[円]	38,223,264
---------------------------	------------

介護保険事業所番号											指定権者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	一月あたり 介護報酬 総単位数 【単位】(a)	1単位 あたりの 単価【円】 (b)	(2)介護職員等特定処遇改善加算					介護職員等特 定処遇改善加 算の見込額 (a×b×e×f) 【円】	
												都道府県	市区町村					新規・ 継続 の別	①	加 算 率 (e)	③	④		⑤
																			算定する介護 職員等特定 処遇改善加 算の区分		介護福祉士配置等要件	算定対象月(f)		
1	2	2	7	2	3	0	0	0	2	7	静岡県	静岡県	富士市	特別養護老人ホーム 天間荘	介護老人福祉施設	2,026,894	10.14	継続	特定加算Ⅰ	2.7%	日常生活継続支援加算(Ⅰ)又は (Ⅱ)	令和 4 年 4 月～令和 5 年 3 月 (12 ヶ月)	6,659,076	
2	2	2	7	2	3	0	0	0	2	7	静岡県	静岡県	富士市	てんまショートステイ	短期入所生活介護	378,073	10.17	継続	特定加算Ⅰ	2.7%	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	令和 4 年 4 月～令和 5 年 3 月 (12 ヶ月)	1,245,780	
3	2	2	7	2	3	0	0	0	2	7	静岡県	静岡県	富士市	丘デイサービス	通所介護	378,381	10.14	継続	特定加算Ⅰ	1.2%	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	令和 4 年 4 月～令和 5 年 3 月 (12 ヶ月)	552,492	
4	2	2	7	2	3	0	0	0	2	7	富士市	静岡県	富士市	丘デイサービス	通所型サービス(総合事業)	27,953	10.14	継続	特定加算Ⅰ	1.2%	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	令和 4 年 4 月～令和 5 年 3 月 (12 ヶ月)	40,812	
5	2	2	9	2	3	0	0	0	6	4	富士市	静岡県	富士市	小規模特別養護老人ホーム 丘ホーム	地域密着型介護老人福祉施設	554,308	10.14	継続	特定加算Ⅰ	2.7%	日常生活継続支援加算(Ⅰ)又は (Ⅱ)	令和 4 年 4 月～令和 5 年 3 月 (12 ヶ月)	1,821,096	
6	2	2	7	1	1	0	0	0	9	7	静岡県	静岡県	沼津市	特別養護老人ホーム ぬまづホーム	介護老人福祉施設	1,840,677	10.14	継続	特定加算Ⅰ	2.7%	日常生活継続支援加算(Ⅰ)又は (Ⅱ)	令和 4 年 4 月～令和 5 年 3 月 (12 ヶ月)	6,047,280	
7	2	2	7	1	1	0	0	0	9	7	静岡県	静岡県	沼津市	かぬきショートステイ	短期入所生活介護	121,267	10.17	継続	特定加算Ⅰ	2.7%	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	令和 4 年 4 月～令和 5 年 3 月 (12 ヶ月)	399,576	
8	2	2	7	1	1	0	0	0	9	7	静岡県	静岡県	沼津市	かぬきデイサービス	通所介護	279,091	10.14	継続	特定加算Ⅰ	1.2%	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	令和 4 年 4 月～令和 5 年 3 月 (12 ヶ月)	407,508	
9	2	2	7	1	1	0	0	0	9	7	沼津市	静岡県	沼津市	かぬきデイサービス(介護予防通所サ ービス)	通所型サービス(総合事業)	50,440	10.14	継続	特定加算Ⅰ	1.2%	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	令和 4 年 4 月～令和 5 年 3 月 (12 ヶ月)	73,644	
10	2	2	A	1	1	0	0	0	5	8	沼津市	静岡県	沼津市	かぬき山倶楽部(基準緩和通所サ ービス)	通所型サービス(総合事業)	19,161	10.14	継続	特定加算Ⅰ	1.2%	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	令和 4 年 4 月～令和 5 年 3 月 (12 ヶ月)	27,972	
11	2	2	7	1	1	0	0	0	9	7	沼津市	静岡県	沼津市	かぬきデイサービス	認知症対応型通所介護	258,231	10.17	継続	特定加算Ⅰ	3.1%	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	令和 4 年 4 月～令和 5 年 3 月 (12 ヶ月)	976,944	
12	2	2	7	1	1	0	0	0	9	7	静岡県	静岡県	沼津市	かぬきホームヘルプサービス	訪問介護	122,044	10.21	継続	特定加算Ⅰ	6.3%	特定事業所加算(Ⅱ)	令和 4 年 4 月～令和 5 年 3 月 (12 ヶ月)	942,024	
13	2	2	7	1	1	0	0	0	9	7	沼津市	静岡県	沼津市	かぬきホームヘルプサービス(介護予 防訪問サービス)	訪問型サービス(総合事業)	42,284	10.21	継続	特定加算Ⅰ	6.3%	特定事業所加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)に 準じる市町村独自の加算	令和 4 年 4 月～令和 5 年 3 月 (12 ヶ月)	326,376	
14	2	2	7	0	3	0	0	0	5	2	静岡県	静岡県	伊豆市	特別養護老人ホーム 土肥ホーム	介護老人福祉施設	1,273,560	10.00	継続	特定加算Ⅰ	2.7%	日常生活継続支援加算(Ⅰ)又は (Ⅱ)	令和 4 年 4 月～令和 5 年 3 月 (12 ヶ月)	4,126,332	
15	2	2	7	0	3	0	0	0	5	2	静岡県	静岡県	伊豆市	土肥ショートステイ	短期入所生活介護	298,925	10.00	継続	特定加算Ⅰ	2.7%	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	令和 4 年 4 月～令和 5 年 3 月 (12 ヶ月)	968,508	
16	2	2	7	0	3	0	0	0	5	2	静岡県	静岡県	伊豆市	土肥デイサービス	通所介護	373,683	10.00	継続	特定加算Ⅰ	1.2%	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	令和 4 年 4 月～令和 5 年 3 月 (12 ヶ月)	538,092	
17	2	2	7	0	3	0	0	0	5	2	静岡県	静岡県	伊豆市	土肥戸田ホームヘルプサービス	訪問介護	77,039	10.00	継続	特定加算Ⅰ	6.3%	特定事業所加算(Ⅱ)	令和 4 年 4 月～令和 5 年 3 月 (12 ヶ月)	582,408	
18	2	2	7	0	3	0	0	0	5	2	伊豆市	静岡県	伊豆市	土肥デイサービス(介護予防通所サ ービス)	通所型サービス(総合事業)	37,140	10.00	継続	特定加算Ⅰ	1.2%	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	令和 4 年 4 月～令和 5 年 3 月 (12 ヶ月)	53,472	
19	2	2	7	0	3	0	0	0	5	2	伊豆市	静岡県	伊豆市	土肥戸田ホームヘルプサービス(介護 予防訪問サービス)	訪問型サービス(総合事業)	44,744	10.00	継続	特定加算Ⅰ	6.3%	特定事業所加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)に 準じる市町村独自の加算	令和 4 年 4 月～令和 5 年 3 月 (12 ヶ月)	338,256	
20	2	2	9	0	7	0	0	0	5	9	伊豆市	静岡県	伊豆市	グループホーム 葉の花ホーム	認知症対応型共同生活介護	459,718	10.00	継続	特定加算Ⅰ	3.1%	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	令和 4 年 4 月～令和 5 年 3 月 (12 ヶ月)	1,710,144	
21	2	2	7	0	0	0	0	0	5	9	沼津市	静岡県	伊豆市	グループホーム 葉の花ホーム	認知症対応型共同生活介護	20に含む	10.00	継続	特定加算Ⅰ	3.1%	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	令和 4 年 4 月～令和 5 年 3 月 (12 ヶ月)	20に含む	

	介護保険事業所番号									指定権者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	一月あたり 介護報酬 総単位数 [単位](a)	1単位 あたりの 単価[円] (b)	(2)介護職員等特定処遇改善加算					介護福祉士配置等要件	算定対象月(f)	介護職員等特 定処遇改善加 算の見込額 (a×b×e×f) [円]
											都道府県	市区町村					新規・ 継続 の別	算定する介護 職員等特定 処遇改善加 算の区分	加 算 率 (e)					
22	2	2	7	0	0	0	2	7	6	静岡県	静岡県	沼津市	戸田デイサービス	通所介護	316,689	10.14	継続	特定加算Ⅰ	1.2%	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	令和 4 年 4 月～令和 5 年 3 月 (12 ヶ月)	462,408		
23	2	2	7	0	0	0	2	7	6	沼津市	静岡県	沼津市	戸田デイサービス(介護予防通所サービ ス)	通所型サービス(総合事業)	73,218	10.14	継続	特定加算Ⅰ	1.2%	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	令和 4 年 4 月～令和 5 年 3 月 (12 ヶ月)	106,908		
24	2	2	7	1	1	0	0	5	6	静岡県	静岡県	沼津市	特別養護老人ホーム 和みの郷	介護老人福祉施設	2,059,539	10.14	継続	特定加算Ⅰ	2.7%	日常生活継続支援加算(Ⅰ)又は (Ⅱ)	令和 4 年 4 月～令和 5 年 3 月 (12 ヶ月)	6,766,320		
25	2	2	7	1	1	0	0	5	6	静岡県	静岡県	沼津市	和みショートステイ	短期入所生活介護	341,095	10.17	継続	特定加算Ⅰ	2.7%	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	令和 4 年 4 月～令和 5 年 3 月 (12 ヶ月)	1,123,932		
26	2	2	7	1	1	0	0	5	6	沼津市	静岡県	沼津市	和みデイサービス	地域密着型通所介護	212,370	10.14	継続	特定加算Ⅰ	1.2%	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	令和 4 年 4 月～令和 5 年 3 月 (12 ヶ月)	310,092		
27	2	2	7	1	1	0	0	5	6	沼津市	静岡県	沼津市	和みデイサービス(介護予防通所サービ ス)	通所型サービス(総合事業)	33,584	10.14	継続	特定加算Ⅰ	1.2%	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	令和 4 年 4 月～令和 5 年 3 月 (12 ヶ月)	49,032		
28	2	2	7	1	1	0	0	5	6	沼津市	静岡県	沼津市	グループホーム 和みの家	認知症対応型共同生活介護	229,925	10.14	継続	特定加算Ⅰ	3.1%	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	令和 4 年 4 月～令和 5 年 3 月 (12 ヶ月)	867,288		
29	2	2	9	1	1	0	0	1	4	3	伊豆市	静岡県	沼津市	グループホーム 和みの家	認知症対応型共同生活介護	28に含む	10.14	継続	特定加算Ⅰ	3.1%	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	令和 4 年 4 月～令和 5 年 3 月 (12 ヶ月)	28に含む	
30	2	2	9	1	1	0	0	1	4	3	沼津市	静岡県	沼津市	小規模多機能ホーム 和みの家	小規模多機能型居宅介護	382,111	10.17	継続	特定加算Ⅰ	1.5%	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	令和 4 年 4 月～令和 5 年 3 月 (12 ヶ月)	699,492	
31																					令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)			
32																					令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)			
33																					令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)			
34																					令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)			
35																					令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)			
36																					令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)			
37																					令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)			
38																					令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)			
39																					令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)			
40																					令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)			
41																					令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)			
42																					令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)			
43																					令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)			
44																					令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)			
45																					令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)			
46																					令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)			
47																					令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)			